

第15回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 午後2時00分から3時40分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子
委員	9	高井 啓			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	7	吉田 新太郎

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 寺田 勝典 委員
議席14番 林 廣美 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第70号 (仮称) 甲賀北地区工業団地土地区画整理事業に伴う意見の聴取について
- 議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第73号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 会長報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長	西出	幸司
局長補佐	松井	章
局長補佐(農地係長)	宿谷	辰夫
農政係長	石山	善栄

10. 会議の概要

事務局長 只今より、第15回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。

本日は、最初に皆様にご報告がございます。
農地利用最適化推進委員として、水口町牛飼・杣中・山上地区をご担当いただいた奥村武様が、10月2日にお亡くなりになりました。
ここで、故奥村武様のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたく存じますので、皆様ご起立をお願いいたします。

【黙 祷】

ありがとうございました。

なお、推進委員の選任に関する規則により、欠員が生じた場合は速やかな委員の補充を求められておりますので、今後関係事務を進めたいと考えています。

引き続きまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

全 員 **【市民憲章唱和 [事務局長—前文朗読・リード]】**

■甲賀市市民憲章■

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」

を目指して、この憲章を定めます。

あ あふれる愛に あなたも仲間

い いろどる山河と 生きいき文化

こ こぼれる笑顔に 応える安心

う うみだす活力 受けつぐ伝統

か かがやく未来に 鹿深の夢を

事務局長 ご唱和ありがとうございました。ご着席下さい。

事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 **【本年度の滋賀県湖南地域の作柄概況は平年並み】**
【平成31年度に向けた「国における農業委員会関係予算の概算要求」について】
【今年度の意見書の提出について】

事務局長 北田会長、ありがとうございました。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番 吉田新太郎委員、
議席18番 田畑啓之助委員の2名で、遅参、早退の届出はありません。
よって、本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので
開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席13番 寺田勝典委員と、議席14番 林廣美委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは最初に、議案第70号「(仮称) 甲賀北地区工業団地土地区画整理事業に伴う
意見の聴取について」を議題といたします。
この議案につきましては、土地区画整理事業の所管課であります都市計画課の担当者の
説明を求めます。

都市計画課 藤橋克志室長・井上康範係長
まず、工業団地を計画した理由ですが、新名神高速道路が平成35年に全面開通し、
大阪・名古屋からのアクセスが向上することから、事業用地の需要が高まっています。
しかし、甲賀市内には工業団地の用地に余裕がないため、新たな企業進出だけでなく、
既存企業の事業拡大への対応が困難な状況です。
そこで、雇用の創出や人口の定住化など、地域の発展につなげることを目的として
新たな工業団地の整備を行います。

【概要書により事業概要の説明】

議長 ありがとうございます。
只今、都市計画課の担当者より説明のありました件につきまして、
ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【意見・質問なし】**

議長 この場ではなかなか意見もまとまらないと思いますので、この件については、期日を
定め文書にて事務局へ意見書を提出することとし、事務局で意見をまとめていただき、
後日、申請者へ回答することとしたいと思います。
なお、その内容については次回の総会で報告させていただきます。
ご異議はございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 只今、異議なしというお声をいただきましたので、意見書の提出期限を10月19日
までとさせていただきます。

ここで、都市計画課の担当者は退席させていただきます。

- 議長 続きますして、議案第71号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書 整理番号17番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。申請者は高齢により茶畑の管理をすることが困難となり、また以前よりクリーンエネルギーの普及に関心を持たれていたことから、太陽光発電施設の設置を計画されました。計画によりますと、荒れた茶畑を撤去し、現状の地盤高のまま太陽光パネル200枚、49.9kWを打ち込み鋼管により設置されます。
雨水は敷地内の自然浸透排水により処理され、浸透の容量を超える場合は南側側溝に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号17番につきましては、議席18番 田畑委員ならびに区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。
- 事務局 まず、田畑委員の意見書を朗読いたします。
申請者は高齢であり、農業経営の規模を徐々に縮小しておられます。
特に、施肥管理に手間のかかる茶畑は全てやめたいという意向をお持ちです。
今回、土地の有効活用と今後の収入を考え、太陽光発電施設の設置を計画されました。
雨水は地下浸透と南側の水路への放流により、周辺に被害を及ぼすことはありません。
9月8日に現地を確認し、許可相当と判断しました。
- 続いて、綾戸推進委員の意見書を朗読いたします。
申請者は高齢で、後継者もありません。
また、申請地は茶畑ですが、ここ数年放置された状態が続いていますので、許可相当と判断しました。
なお、現地確認は9月7日に行いました。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

- 議 長 続きまして、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書 整理番号34番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、長年耕作されていない申請地を譲渡人から賃貸借し、太陽光発電施設を設置されます。
申請地は、南側が開けており日当たりが良いことから適地と判断されました。
計画によりますと、周辺の山林を加え全体で約9,000㎡の敷地に、太陽光パネル2,002枚、550.55kWを打ち込み鋼管により設置されます。
雨水は敷地内に調整池を設けて、前面県道を可変側溝にて横断して排出されます。
また、既に荒廃化していることから、これまでも獣害による被害はありませんでしたが、進入防止の観点からも周囲にフェンスを設置されます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号34番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 9月14日に宿谷推進委員と一緒に現地確認し、適当であると判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号1番 宿谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 特に補足説明はございません。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号34番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号34番については原案のとおり可決し、許可相当とします。
なお、面積が3,000㎡を超えるため県農業会議の審議が必要となりますので、県農業会議へ諮問いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号35番ならびに36番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号35番及び36番につきましては、申請地が公衆用道路を挟んで隣接しており、譲渡人、譲受人、転用目的が同一のため、一括してご説明申し上げます。
申請地は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。譲渡人は高齢により茶畑の管理をすることが困難となり、また子が社長を務める会社が業務の一環として太陽光発電による売電事業を行われていることから、クリーンエネルギーの供給に寄与したいと、使用貸借による太陽光発電設備の設置を計画されました。計画によりますと、茶樹を撤去し現状の地盤高のまま、35番は太陽光パネル84枚、16.5kW、36番は太陽光パネル171枚、33.0kWを打ち込み鋼管により設置されます。雨水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号35番ならびに36番につきましては、田畑委員ならびに綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。

事務局 まず、田畑委員の意見書を朗読いたします。
譲渡人と譲受人は親子関係で、申請地は2年程前から不耕作となっています。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置されます。
9月12日に現地確認し、排水対策及び周辺農地への悪影響がないことを確認し、許可相当と判断しました。

続いて、綾戸推進委員の意見書を朗読いたします。
譲渡人が高齢になり後継者も無く、数年前から世話ができない状態で、近隣に迷惑がかかってきたことから、太陽光発電設備の設置を決断されました。近くに農地もなく近隣の承諾も得ておられるので、許可相当と考えられます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号35番について採決します。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号35番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 次に、整理番号36番については、先程の一括説明で異議なしというお声をいただいておりますので、引き続き採決を行います。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号36番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号37番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は申請地の近隣に祖父母、両親、妻、子供と共に生活されており、今後子供が成長していく過程で家が手狭になることから、新たな住居を構える必要性を感じておられ、両親の介護など将来のことも考慮したうえで最も適地であると判断されました。
なお、譲渡人につきましては、市外へ転出しておられます。
計画によりますと、売買で取得後ほぼ現状の地盤高に2階建て木造住宅を建築されます。
汚水は市道の下水道管に接続され、雨水は敷地に勾配をつけ道路側溝へと放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号37番につきましては、田畑委員ならびに綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。
- 事務局 まず、田畑委員の意見書を朗読いたします。
譲受人の家族の増加に伴い、現住居が手狭になるため新住居を探しておられました。
申請地は現住居から約20mの位置にあり、湖南省在住の譲渡人が管理しておられます。
汚水は公共下水に接続、雨水は市道側溝に排水され、近隣への悪影響はありません。
9月2日に綾戸推進委員と共に現地確認し、許可相当と判断しました。
- 続いて、綾戸推進委員の意見書を朗読いたします。
譲受人は昨年結婚され両親等と同居されていましたが、子供が生まれ住まいが手狭になり土地を探しておられましたところ、今回譲渡人と売買の話がまとまりました。
近隣に農地もなく、許可相当と考えます。
- 議 長 ありがとうございます。只今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号37番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手多数】**
- 議 長 挙手多数でございます。
よって、整理番号37番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号38番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。譲受人は、申請地の北側で競走馬のトレーニングセンターの開設を計画されています。今般、開発許可申請の協議にあたり、接道条件として市道敷の拡幅を行う必要が生じたため、当該農地について転用申請を行われることになりました。計画によりますと、約120mの区間において、平均して1mほどの拡幅用地を帯状に2名の地権者から計4筆、売買により取得されます。盛土により現状の道路と同じ高さにされるとともに新たに市道側溝を設け雨水排水を行われることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号38番につきましては、田畑委員ならびに綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。

事務局 まず、田畑委員の意見書を朗読いたします。
近隣で競走馬のトレーニング場が計画されており、その進入道路のための申請です。国道1号から施設に向けて道路を新設・拡幅される計画で、今回は市道を約100mに渡り拡幅されます。
譲渡人は「地域振興の為なら協力を惜しまない」とのことで、売買が成立しました。雨水は併設される側溝に排水されるため、周辺農地への悪影響はありません。
9月12日に綾戸推進委員と共に現地確認し、許可相当と判断しました。

続いて、綾戸推進委員の意見書を朗読いたします。
競走馬のトレーニング場への道路の拡幅のため、売買による申請がなされました。合計で4筆ありますがその面積は小さいため、何ら問題なく許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

倉田委員 道路の拡幅ということだが、譲受人は民間業者なのでどういう関連なのか教えてほしい。

事務局 開発の諸条件の中に道路の拡幅がありました。
なお、拡幅工事完了後は分筆等を行い、甲賀市に寄付されると聞いています。

議長 他に質問もありませんので、整理番号38番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号38番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号39番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は市外で生活されていましたが、広い住環境で余生を過ごしたいとの思いから、子の家族が住んでいる土山町内にある申請地を適地と判断されました。
計画によると、既存の住居にお住まいになり、農地部分は駐車場、庭、進入路とされます。子の家族が頻繁に車を止められることになり、正月やお盆には親戚が集まることから、駐車スペースとして5台分を確保されます。
雨水は一度宅地内で集水した上で、敷地内にある隣地と共有の側溝に排出されます。また、ブロック塀4段を新設して、道路に土がこぼれないよう配慮されることもあり、周辺農地に影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号39番につきましては、議席7番 吉田委員ならびに区域番号20番 青木推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 まず、吉田委員の意見書を朗読いたします。
駐車場への整備後も地下浸透は可能であり、1級河川も前面にあり、周辺農地への影響もないため、問題は無いと考えます。

続いて、青木推進委員の意見書を朗読いたします。
譲受人は申請地に隣接する住宅を購入されましたが、進入路や駐車場が狭いため売買の申請をされたものです。
隣地の所有者も承諾されており、周囲への影響もないため問題はないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

山下委員 申請地の地番について、隣接しているのに一つだけ数字が離れているがなぜか。

事務局 昭和63年に土地改良法に基く換地処分が行われ、現在の地番となっています。土地改良の地区外となっていますので、農地法上の手続きとしては許可相当と考えます。

議長 他に質問もありませんので、整理番号39番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号39番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号40番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
今般、県道の歩道設置事業により、譲受人が所有する農業用作業所の前面スペースが用地買収され、建物も一部切り取りを行うことになりました。それに伴い、作業所裏側から出入りができるようされるものであり、申請地を適地と判断されました。
計画によりますと、進入路のほか、作業員の駐車場や農機具の旋回場所とされます。前面の駐車場の減少分の他に、これまでも小佐治公民館や甲賀もちふるさと館を利用して車を停めておられたことから、駐車台数を決定されました。
土地の高さを作業所敷地と同じとするため、盛土搬入及び敷き均しの工事をされます。雨水は敷地内で自然浸透により処理されるため、周辺に影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号40番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 建物は古くなっており、今後建て直される予定だそうです。
賃貸借により駐車場等を整備されますが、周辺農地への影響はなく問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号30番 山口推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 通学路設置工事のため、やむを得ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号40番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号40番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号41番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は現在申請地の隣接地において、妻の両親等8人で同居をされていますが、子の成長に伴い、新たに一般住宅を建築したいとして転用申請がありました。
申請地は現在の住居に近く、生活上の利便性も良く適地と判断されました。

計画によりますと、現状農地の地盤高のまま、平屋建て木造住宅を建築されます。雨水は道路側溝へと排水され、汚水は下水道に接続し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号41番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 9月7日に辻推進委員と共に現地を確認し、問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号39番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 現在8名で同居しておられて手狭なため、娘夫婦が移り住まれます。
周辺農地への影響はないと判断しています。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号41番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号41番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、議案第73号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。
整理番号2番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
当初は一般住宅の計画でしたが、都合により農家住宅で建設されることになりました。
建物の規模、構造、間取り等に変更はありません。
事業計画変更に際し、申請地の隣接農地所有者および農事改良組合長等の地元関係者の同意について、再度得ておられます。
雨水排水計画についても何ら変更はなく、敷地内勾配により西側の水路に放流されます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号2番につきましては、議席12番、伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 8月総会で許可をいただきましたが、転用目的が変わったため変更の申請がありました。建物の面積や構造は同じですので、前回と同様、何ら問題ないと考えます。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番については原案のとおり可決し、承認することに決定します。

議 長 続きまして、議案第74号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席3番 川村委員ならびに議席12番 伴委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員・伴委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は173件です。借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。

設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の貸し手は実人数172名、借り手は実人数4名、面積は750,482㎡となります。
なお、借り手のうち1名は農地中間管理機構であり、貸し手から農地を借りられた後、地域の担い手へと農地を集約されます。

次に、所有権移転の合計の売り手および買い手の人数は1名で、面積は4,162㎡です。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、61ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第74号について採決します。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第74号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員ならびに伴委員の入室、着席を求めます。

【川村委員・伴委員 入室・着席】

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地法第4条の届出は駐車場1件で、申請者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

第5条の届出は分譲宅地2件、一般住宅1件、太陽光発電施設2件の計5件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等は調書のとおりです。

議長 ありがとうございました。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せつかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

議 長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。

会 長 **【委員農地パトロールの結果について】**

議 長 続きまして、**報告事項 2 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。

事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**
【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【地域ブロック会議について】
【農業委員・推進委員 研修会について】
【第 16 回総会について】

議 長 ありがとうございます。
報告事項は以上です。
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が
ございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は全て終了しました。
ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これにて第 15 回甲賀市農業委員会総会を閉会させていただきます。
本日はありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____